

第 27 回 議員定数等議会改革推進特別委員会

日 時：令和 3 年 5 月 17 日(月)

13 時 30 分 ～ 時 分

場 所：全 員 協 議 会 室

【出席者】 牛尾委員長、西川副委員長、沖田委員、小川委員、笹田委員、佐々木委員
西田委員、西村委員

【議長・委員外議員】

【事務局】 下間書記、近重議事係長

議 題

- 1 市議会議員を目指す若者や女性の育成、議員数の男女比率について
- 2 行政視察報告の実施について
- 3 政策サポーター制度について
- 4 文書質問の制度化について
- 5 その他

○次回開催 月 日 () 時 分 全員協議会室

◆市議会議員を目指す若者や女性の育成、議員数の男女比率について

(令和3年3月24日特別委員会会議録から発言を抜粋)

委員名	委員の意見・発言
1 牛尾委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道芽室町議会の「未来会議」。高校生の視点を入れたよい会議。相当意見レベルも高く、厳しい意見もある。それを議員が受けとめながら、現在の施策に反映できるかを議論しており、こういった取組が必要。 ・女性や若者が議会に参画して議員になり、仕事をしようという姿勢を持ってもらうために、この特別委員会が主動して、どうしたら議員になれるのか、議員を目指す人の募集をかけ、議員としての拘束時間や手取額など、議員職がどのようなものかを知ってもらい、その上で目指すかどうか、気づきを感じてもらおうような場を仕掛けてみたい。
2 西川副委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・男女比については国レベルの施策、取り組みが必要。浜田市議会は女性比率が少ないので、議会改革の委員会として何か目標を掲げて取り組みを始める。
3 沖田委員	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代、若者にとって条件的に難しい。 ・夜間議会の開催。 ・中高生など学生との意見交換会等を通して、議会の仕事を正しく理解してもらい、魅力ある仕事につなげていく。 (静岡県県議会の会派が出向いて学生との意見交換を開催)
4 小川委員	<ul style="list-style-type: none"> ・はまだ市民一日議会などをきっかけに何年か先に議員に出てみようかという可能性もあるかもしれない。 ・女性が参加しやすい状況にするための、関係条例等の改正。(議会基本条例の改正) ・日本の政治自体が特に北欧などと比べると政治に携わる人は男性社会であるのが日本の特徴。女性育成のためには、国全体としてクォーター制度などをしながら、半分は女性が出られる条件を制度として上から指導することが必要。地方議会だけで比率を上げるのは難しい。
5 笹田委員	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの教育、興味を持ってもらう手段が一番必要。小中学校あたりで政治の仕組みを学習するのにあわせ、こちらから学校に出向いて、市議会の仕事を説明して、興味を持ってもらうのも一つの手。 ・クォーター制度、ヨーロッパでは半々で定数を決めてやっているところもあると聞くと、国レベルで進めていかないと、地方議会から女性の定数を半分するといったところで難しい。 ・根本的な理由としては興味を持ってもらい、浜田市議会がやっていることを小中学校などの教育現場でしっかり育成していくことが必要。
6 佐々木委員	<ul style="list-style-type: none"> ・若者や女性の議員は極めて必要だし、国もこれを進める方向にある。 ・議会の中身、議員の仕事がなかなかわからないというのが大前提にあるため、中学、高校、あるいは大学生と議会との懇談会や触れ合いが必要。(江津市の取組) ・女性団体等々との意見交換や懇談会の開催。 ・議会には多様な視点が必要であり、公平な政策判断をするためにも、若者や女性は必要。何ができるか今後じっくり議論し、できるところから始めていく。
7 西田委員	<ul style="list-style-type: none"> ・若者あるいは女性議員が大いに関心を持ち、議員として増えることは望ましい。女性議員は将来的に少しずつ増えていく気はしている。 ・若い男性は生活するのが目いっぱいの方が多。身近な自分たちの生活環境を変えていくためには、議員になって直接ものが言える立場になることも大事だという意識変化も期待できる。 ・いろんな面で我々も若者や女性に関心を持ってもらえる環境づくりに進んでいく必要がある。
8 西村委員	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等との意見交換会等を通じて議会を身近に感じてもらう。昨今、いろいろな団体や個人と膝を交える方向に向いているので、それを個人レベルでもやっていく。

令和元年度 議会運営委員会行政視察報告

令和2年1月20日(月)~21日(火)

◇視察先

- 愛知県瀬戸市：1. 政策サイクルの体系化について
2. 予算・決算委員会について
3. 議会ICT化について
4. 委員会の映像配信について
5. 「届け!!!わたしたちの声 まちづくりの想い」プロジェクトについて
6. 議会基本条例の検証について
- 愛知県日進市：議会活性化、議会改革の取組み等について

◇視察参加者

委員長	海野 誓	生
副委員長	三樹喜	久代
委員	西村 豪	武
委員	近藤 勝	久
委員	富井 寿	一
委員	森腰 英	信
委員	若杉 盛	二
委員	小林 隆	洋



■ 愛知県

瀬戸市

日進市





愛知県瀬戸市

【市の概要】

人口 127,659人
[2019]
総面積 111.6 km²



瀬戸焼の生産地として知られる。「瀬戸物」（せともの）という名称は、この地の古くからの地名である「瀬戸」に由来する。市内に点在する鉱山では、陶磁器・ガラスの原料となる粘土・珪砂が産出される。市の主産業であった窯業は近年低迷が続き、関連工場の数は、最盛期の半分程度まで減少している。窯業関連工場跡地にはマンションが建設されている。

瀬戸市議会の構成

議員定数	総務生活	厚生文教	都市活力	予算決算	議会運営
26人	8人	9人	9人	26人	8人

1. 政策サイクルの体系化について（その1）

〔目的〕 市民の声を政策に反映していく

■意見交換会を起点とした政策のサイクル

流れ

議会報告と市民との意見交換をするため、実行委員会を組織
（年1回から2回に変更）



- * 広報公聴協議会の公聴部会を中心に企画・開催
（協議会：全議員25、広報部会12と公聴部会13）

各定例会後に「議会報告会」（3月・9月定例会）と「市民との
意見交換会」（6月・12月定例会）を交互に実施
議会報告会と市民との意見交換会を交互に年4回開催



- * 議員全員を4班に分け、意見交換会を起点とした
政策サイクルに基づく実施

議会報告会開催を改め、5月と11月に市民との意見交換会を開催

1. 政策サイクルの体系化について (その2)

(政策サイクル)

中学校区で意見交換 (市内8箇所)



市民の意見・要望等を常任委員会に割り振る



重要性・緊急性により取り組む課題設定



調査・研究・政策討論

* 意見交換会前には各種関係団体との意見交換の開催、
専門的知見の活用

- ・ファシリテーターとして意見の聴取と集約
- ・議員5～6名がそれぞれ円卓会議の座長を務める



必要に応じて市長へ政策提言



次の意見交換会で報告、HP公開

2. 予算決算委員会について

■ 予算決算委員会の手順

分割審査（採決は行っていない） → 予算決算委員会（報告・討議・採決） → 本会議（報告・討議・採決） **2度手間**

■ 分科会で修正動議が出された場合の取り扱い

修正動議が出されたことはない

提言書や申し入れを行ったことはある。

* 提言（意見）を執行部に提出したい場合

分科会で発議 → 1名以上の賛同者で予算決算委員会（報告・討議・採決） → 本会議（報告・討議・採決）



3. 議会ICT化について（その1）

■ さらにわかりやすく市民への情報を提供する手法

地域メディアであるケーブルテレビに番組制作放送を委託
(H21年度～)

内容：「こんにちは！瀬戸市議会です。」

年4回で放送枠10分、放送日数7日間。

* CATVスタッフとの打ち合わせの中で、議会用語や制度説明をわかりやすく説明する内容に変更

⇒ ・ 出演者の目線が自然になった。

・ 広報部会メンバーが自分事ととらえ、対応するようになった。

・ 7月から議員が番組を考えシナリオを作成。刷新を図る。

* 瀬戸市より配布された資料に
経費等の詳細あり



3. 議会ICT化について (その2)

■議会タブレット導入について

ICT推進PT議会 (H29. 6) [運営員会の諮問機関] 設置

各会派から 1 名を選出



12月議会においてタブレット導入に係る予算案を可決



H30年 3 月定例会に試行導入 (ペーパーレス会議システム
と紙資料併用)



6 月定例会で本格導入 (予算書、決算書等一部紙資料配布有)



9 月定例会で完全ペーパーレス化 (予算書、決算書等を含む、
但し、個人情報等取り扱い文書は紙資料) 導入

* 執行部との協業、セキュリティ等の関係上、議会のみ導入

システム : moreNOTE グループウェア : サイボウズ

4. 委員会の映像配信について

〔目的〕開かれた議会の実現のため委員会も映像配信を行っている

■中継しない会議

議会改革推進特別委員会、広報公聴協議会、全員協議会
各派代表者会、正副議運・常任委員会

■スマートフォン対応の録画放送（H30年度～）

〔メリット〕

- ・傍聴に来られない市民が、各家庭のPCやタブレットで会議の様子視聴が可能
- ・公式記録（録画放送）が作成されるまで、切れ目のない会議の公開が可能

*視聴率が少ないことから、費用対効果の面から課題もあるが、継続的な展開が必要。

〔デメリット〕

- ・発言の取り消しや不穏当発言への対応。
- ・利用停止の可能性等のリスク。

〔録画配信費用〕中継・録画配信

140万円/年（内委員会映像作成費は13万円）

5. 「届け!!私たちの声 まちづくりの想い」 プロジェクトについて ～若者の政治参加を目指して～

〔目的〕 議会側は「議会の見える化」を図り、議会の役割を若者に伝え政治への距離を縮め、若者側は「政治へ参加することや地域課題を自らの問題とする」ことを考える機会とする

■ 「大学コンソーシアムせと」について

- ・ 学生と議員の勉強会、フィールドワーク、意見交換
- ・ 学生の声を代弁しての一般質問、議会を終えての意見交換会等

6. 議会基本条例の検証について

■ 評価検証

各議員の評価検証シートを記入。



各会派で議論



議会改革推進特別委員会でとりまとめ

* 外部知見として大学教授の評価も参考としている

視察を終えた委員の所感

瀬戸市議会（その1）

- ・ 市民の声を政策に反映させる「政策サイクルの体系化」はとても参考になった。少人数での円卓会議の手法や外部知見の登用は取り入れるべきである。タブレットの導入が急がれるところであるが、予算の関係もあるので、まずはグループウェアの導入にて事務処理の簡素化から取り組むのも一考の余地がある。外部知見の登用など更なる工夫が必要である。
- ・ 分科会で質疑等のみで決算委員会で報告、採決し、再度常任委員会で採決決議とした二度手間の対応である。地域メディアケーブルテレビで議会情報番組をに委託し、CATVスタッフとの打ち合わせの中で議会用語や制度説明が分かり易い内容説明に変更され、出演者の目線が自然になった点や、部会メンバーが自分事として責任感を持った対応になったとのことは見習うべきである。スマートフォン対応の録画放送が開始されている。本市での現配信の取組みの方がベターと思う。
- ・ 「意見交換会を起点とした政策サイクル」に基づき、市民との意見交換会（5月、11月）を実施。市民の声を政策へ反映しており、報告会の在り方も、議員1人に市民5、6人がテーブルを囲み幅広いテーマを議題に意見交換を行っている。本市も今後の運営について考えていく時期に来ていることを考えると、ヒントになると感じている。また、議会の動きを周知する意味で、10分番組やFacebook、議会だよりによりラジオとさまざまな媒体を駆使しているのも印象に残った。
- ・ 政策サイクル体系化については、本市でもまだわずかではあるが政策サイクルが出来つつあるなか、すでに同じ方向性で先を行く瀬戸市を視察したことで今後の方向性の確認ができた。数々の改革の取り組みを丁寧な資料で頂いたので、今後大変役に立つと思う。

視察を終えた委員の所感

瀬戸市議会（その2）

- ・ 2元代表制における開れた議会のあり方などを議会として模索していることが、ひしひしと伝わってきた。分割付託の問題については、再考する必要はないかの検討は必要かも知れないと感じた。「届け!! わたしたちの声 まちづくりの想い」では、市内の高校生との意見交換会等を是非とも取り組みたいと痛感した。
- ・ 意見交換会では、5～6名程のグループワーク方式で、地域住民が出された意見に優先順位をつけ3つくらいに絞り議論を深めているとのこと。議員は、ファシリテーターをすることで、住民の意見を出しやすくしている。タブレット導入については、議会主導で執行部側との同じような歩調で取り組んでいる時期に来ている。
- ・ 名古屋大学の学生と一緒にいったフィールドの中から若い意見を取り上げることができている。議会ICT化により情報の共有化とスピーディな伝達、経費の削減へと繋がっている。議会基本条例の見直しを議会において行うのみならず、龍谷大学の教授に評価をしてもらっている。
- ・ 分割付託は「議案不可分の原則」に反する。委員会としての審査は一委員会行うべきものではないかと考える。また、「特別委員会」で審査するのではなく「予算（決算）常任委員会」で審査すべき。全員で構成するのではなく例えば10人で構成する常任委員会を設置する手法も考えられる。



愛知県日進市

【市の概要】

人口 91,795人
[2019]
総面積 34.90 km²

多くの大学や高校が存在する田園学園都市で、西は名古屋市、東は豊田市に隣接している。名古屋市営地下鉄鶴舞線（1978年）、名鉄豊田線（1979年）の開通、土地区画整理事業や民間デベロッパーによる宅地開発等により急速に都市化が進み、国勢調査による人口増加率は全国の市の中で2位（12.0%、2000年→2005年、なお1995年→2000年は16.4%で1位）となった。



愛知牧場

日進市議会の構成

議員定数	総務文教	福祉厚生	市民建設	予算決算	議会運営	議会広報
20人	7人	7人	6人	20人	9人	7人

*定数20人中、女性議員が7人（35%）。全国の中でも女性議員の多い市。

■ 議会活性化・議会改革の取組状況について

1 学生との意見交換について

私立大学でカリキュラム(コマ)2年間。

3年前、議員と学生との対話会を教授が進言。

教授が転勤され、以降行っていない。

・特に行政職に就きたい学生を対象。

・議会運営委員会委員が対応。

2 議決事項の拡大について

総合計画や同基本構想、姉妹都市に関する事案、都市宣言に関するなど、今後拡大化を図るべく権を行っている。

3 委員会傍聴者への資料の貸し出し

閲覧資料として傍聴席の後方に置いて、資料のファイルを貸し出し委員会終了後に返却している。

4 議会基本条例見直し検討会議

具体的にどのようなことがそぐわなくなってきたか検討・改訂。

条例見直しはH23.4~H29に5人構成の議員より見直し。

(反問権の導入・倫理条例の制定等)

■ 議会活性化・議会改革の取組状況について（その2）

5 議会ICT化の取り組み

- ①個人所有のPCの委員会への持ち込み可（H30年度～）。
- ②グループウェア（サイボウズ）を事務局が開示中。
使用料 5,000円/月

6 議会だよりの目の不自由な方の対応

音訳ボランティア（有償）にCD作成を安価で委託契約。
DAISYデージー版〔デジタルオーディオインフォメーションシステム〕
実績：令和1年度に8人と希望者に郵送。

7 政務活動費の領収証のHP公開

政務活動費は個人で報告し、領収書をHPでの公開。
・スキャナーで領収発行者や担当者名等の個人情報には黒塗り。
・全ての領収証の報告書添付。

8 予算決算委員会の動議の取り扱いについて

修正動議等の実績はない。
予算決算の質問事項が事前に詳細提示されていない。

視察を終えた委員の所感

日進市議会

- ・ 有償ボランティア委託で、議会だよりのデジ版CD作成、HPへの公開もしている。本市での検討はできないか。
- ・ 利用しているサイボウズによるスケジュール管理は、進めていく必要がある。
- ・ 高校生との意見交換会は実施していないが、来年度は検討をしたいと考えている。目の不自由に市民の方へ議会だよりをCDに音訳ボランティアグループより収録してもらい令和元年は8人の方に事務局から郵送をしている。
- ・ 議会基本条例の見直しは約一年かけておこなった、時代に合った見直しで条文、倫理条例、反問権等を改正していた。
- ・ 愛知学院大学教授の進言で3年前に行政職に就きたい学生を相手に、議会運営員会正副委員長が出向き2年間対応した。本市でも高校生との意見交換会の開催等は実施すべき課題である。条例見直しはH23.4～H29に5人構成の議員より見直され、現在は見直ししていない。ICT化は、グループウェアに事務局が開示中、サイボウズを活用しているとのこと、当局と協業の取組みでは同一のソフト等の導入活用が望まれる。
- ・ 本市の取組が一步進んでいると感じたのが正直なところであり、ある意味方向性が間違っていないことを確認できた。個人的には、視察の冒頭挨拶にあった、子育て支援が充実していることや住みよさランキングが高いこと、また毎年千人程度、若い方が流入していることの原因が気になったため、機会があればそのテーマでまた視察に伺いたい。

住民と議会との意思疎通の充実（政策サポーター）

長野県飯綱町議会における取組

○ 基本情報

- ・ 人口（平成27年国調） 11,063人
- ・ 議員（平成29年10月1日現在） 13人（うち女性議員3人）

○ 背景

- ・ 議会の政策立案能力を向上させ、長に政策提案のできる議会力・議員力の向上や議会と住民との協働による政策づくりを目指して創設。
- ・ 同時に、住民が政策サポーターとして政策的議論に参加することを通じて議会活動に関心を持つことで、政策サポーターの中から議員のなり手が出てくることを期待。

○ 政策サポーター制度の概要

- ・ 常任委員会・全員協議会等で議論をし、議会において2つのテーマを決定。
- ・ テーマの概略を議会報に発表し、政策サポーターを選任後、常任委員長を座長として、政策サポーター会議において議員と住民で議論を重ねる。
- ・ 1テーマにつき7～8回程度議論を重ね、提言書にまとめ、議会から町長に対して実現を求めていく。

○ 政策サポーターについて

- ・ 定数は20名以内とし、公募又は議員推薦の者の中から議長が委嘱。飯綱町内在住か否かを問わない。
- ・ 任期は、委嘱時から当該政策サポーターにおいて議論されるテーマの政策提言が完成するまでの間。再任はしない。
- ・ 議論のほか、議会及び長の政策について意見を提言、住民の意見の聴取、アンケート、調査事項への協力等
- ・ 謝金は、3,000円／回。

○ 実績

- ・ 「行財政改革」、「集落機能の強化と行政との協働」、「飯綱町における高齢者の新しい暮らし方」などこれまで6テーマについて政策サポーター会議を実施し、延べ43名の政策サポーターが参加。
- ・ 平成26年6月に政策サポーター会議において「集落機能の強化と行政との協働の推進のための政策提言書」がまとめられたことを受け、同年9月に議員提案により、「集落振興支援基本条例」を制定。
- ・ 平成29年10月22日執行の飯綱町議会議員選挙では、政策サポーターの中から新人2名が立候補し、いずれも当選。
（政策サポーター出身者の前職1名も再選したため、同選挙後の議会構成における政策サポーター出身者は3名となった）

飯綱町 議会政策サポーターについて(HP から抜粋)

政策サポーター制度の動機と必要性

開かれた議会とするためにも議会活動への町民参加を広げる
定数が減る中で、町民の知恵も借りて政策づくりを協働ですすめる
議員定数の減少の中で住民からの議会支援
合併前 36 名（18 名+18 名）、現在 15 名

●第 1 次 飯綱町議会 政策サポーター会議

- ①平成 22 年 4 月に発足、12 名の町民が参加（公募 2 名・要請 10 名、男性 10 名・女性 2 名）
 - ②2 つの研究テーマは議会で決定。
 - ・「行財政改革研究会」、「都市との交流・人口増加研究会」、2 つの研究会に分かれて会議を各 6 回開催
 - ③それぞれの研究会で学習と自由討議を重ね、政策提言内容の合意に至る
 - ④平成 22 年 11 月、町長へ提言書を提出
 1. 飯綱町における行財政改革推進のための政策提言
 2. 都市との交流事業を多様に発展させ、町人口の増加をめざす政策提言
- [★持続的に発展する飯綱町をめざして、町長への政策提言\(PDF 579KB\)](#)

●第 2 次 飯綱町議会 政策サポーター会議

- ①平成 25 年 6 月に発足、15 名の町民が参加（公募 3 名・要請 12 名、男性 8 名・女性 7 名）
 - ②2 つの研究テーマは議会で決定。
 - ・「集落機能の強化と行政との協働」
 - ・「新たな人口増対策」、会議をそれぞれ 6 回、8 回開催
 - ③それぞれの研究会で学習と自由討議を重ね、政策提言を作成
 - ④政策提言書を町長へ提出
 1. 「新たな人口増対策」研究会において、「子育て支援の町・飯綱町」政策提言書を平成 25 年 11 月、町長へ提出
平成 26 年度予算で時間外保育料の一部無料化が反映される
 2. 「集落機能の強化と行政との協働」研究会が、「集落機能の強化と町行政との協働の推進のための政策提言書」を平成 26 年 6 月、町長へ提出
議員提案により、「集落振興支援基本条例」を平成 26 年 9 月定例会で制定
- [★「子育て支援のまち・飯綱町」をめざして\(PDF 179KB\)](#)
- [★集落機能の強化と町行政との協働の推進のための政策提言書\(PDF 237KB\)](#)

●第 3 次 飯綱町議会 政策サポーター会議

- ①平成 27 年 6 月に発足、16 名の町民が参加（要請 16 名、男性 7 名・女性 9 名）
- ②2 つの研究テーマは議会で決定。
 - ・「飯綱町における高齢者の新しい暮らし方（健康戦略）の提起」

- ・「都市・農村の共生へ ― 新しい産業を生み出し、若者定住の促進を」
- ③会議をそれぞれ7回ずつ開催。
- ④政策提言書を町長へ提出
 1. 「飯綱町におけるマスターズ世代の新しい暮らし方の提起」提言書
 2. 「都市・農村の共生へ―新しい産業を生み出し、若者定住の促進」提言書
平成27年12月に町長へ提出。

[★飯綱町におけるマスターズ世代の新しい暮らし方の提起 \(PDF 258KB\)](#)

[★議会政策サポーター政策提言書 \(PDF 341KB\)](#)

●第4次 飯綱町議会 政策サポーター会議

- ①平成30年11月に発足、15名の町民が参加（公募1名・要請14名、男性9名・女性6名）
- ②2つの研究テーマは議会で決定。
 - ・「日本一住みたいまちづくりー20年後のために今なすべきこと」
 - ・「魅力ある農業再生を目指して」
- ③会議をそれぞれ9回ずつ開催。
- ④政策提言書を町長へ提出
 1. 「日本一住みたいまちづくり、20年後の為に今なすべきこと」への提起
 2. 「魅力ある農業再生を目指して」への提起
令和元年11月に町長へ提出。

[★「日本一住みたいまちづくり、20年後の為に今なすべきこと」への提起 \(PDF 1.14MB\)](#)

[★「魅力ある農業再生を目指して」への提起 \(PDF 418KB\)](#)

●第5次 飯綱町議会 政策サポーター会議(総務産業)

政策提言テーマ「飯綱町の輝く人口増対策について」
[構成員名簿](#)

●第5次 飯綱町議会 政策サポーター会議(福祉文教)

政策提言テーマ「子どもたちの未来は飯綱町の未来」
[構成員名簿](#)

[第1回開催 令和3年2月24日](#)

飯綱町議会政策サポーター設置要綱

(目的)

第1条 町民と議会との協働により町政発展の政策提言に取組み、新しい知恵と創意を結集して町づくりのための政策立案を目的として、議会政策サポーター（以下「サポーター」という。）を設置する。

(組織)

第2条 政策サポーターの定数は20人以内とし、公募及び議員の推薦する者の中から議長が委嘱する。

第3条 サポーターは、前2条の目的を達成させるため、飯綱町内在住であるかは問わない。

(選考)

第4条 サポーターの選考は、議会がこれにあたる。

(任期)

第5条 サポーターの任期は、議論されるテーマの政策提言が完成するまでの間とする。

(任務)

第6条 サポーターは、議会及び町の政策について意見を提言するとともに、飯綱町全般について町民の意見を聴取するほか、議会の依頼に応じて会議、アンケート、調査事項への協力等を行うものとする。

(謝金)

第7条 サポーターには、予算の範囲内で謝金を支給することができる。

(その他)

第8条 その他必要と認められる事項については、議会において協議する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◆文書質問を議会基本条例で規定している市議会

NO	府県名	氏名	条例名	条文	備考
1	広島県	江田島市	江田島市議会基本条例	<p>(議員と市長等執行機関の関係)</p> <p>第7条 議会審議における議員と市長等執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。</p> <p>(1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。</p> <p>(2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。</p> <p>(3) 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。</p> <p>(4) 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。</p> <p>(5) 議会は、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、両者の関係の透明性を図るため、日時、要請内容、対応、経過等を記録した文書を作成するよう市長等に求めるものとする。</p>	
2	岡山県	笠岡市	笠岡市議会基本条例	<p>(議会と市長等との関係の基本原則等)</p> <p>第14条 議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組まなければならない。</p> <p>2 議会は、会期中閉会中にかかわらず、市長等に対して文書質問を行うことができる。この場合において、市長等から文書により回答を求めるものとする。</p> <p>3 議会は、議員が行う市長等への要請に対して、両者の関係の透明性を図るため、日時、要請内容、対応、経過等を記録した文書を作成するよう市長等に対して求めるものとする。</p>	
4	山口県	下関市	下関市議会基本条例	<p>(緊張関係の保持)</p> <p>第8条 議会審議における議員と下関市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）及びその職員は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。</p> <p>(1) 議会の代表質問及び一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、代表質問の初回質問を除き一問一答の方式とする。</p> <p>(2) 議長から本会議又は委員会への出席を要請された市長等及びその職員は、議長又は委員長の許可を得て議員の質問に対して、その論点を整理するため質問することができる。</p> <p>(3) 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により適切な時期までに回答するよう求めることができるものとする。</p>	
5	大阪府	四條畷市	四條畷市議会基本条例	<p>(議員と市長等執行機関の関係)</p> <p>第9条 議会審議において議員と市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）との関係は、次項から第4項までに掲げるところにより、健全な緊張関係の保持に努めるものとする。</p> <p>2 本会議における議員と市長等との質疑、質問、答弁は、一問一答方式を積極的に活用することにより、論点及び争点を明確にし、市民により分かりやすい効率的な議事運営を図るよう努めるものとする。</p> <p>3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。</p> <p>4 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。</p> <p>5 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。</p>	<p>通年の会期を採用 (地方自治法第102条の2第1項)</p>
7	大阪府	交野市	交野市議会基本条例 運用規程	<p>(文書質問)</p> <p>第7条 条例第9条第4項に規定する文書質問に係る運用等は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 文書質問の内容は、一般質問として行う内容を補完する程度とし、質問書（別記様式第1号）においてその主旨が理解できるよう具体的に記載するものとする。</p> <p>(2) 文書質問ができる回数は、定例会閉会后、次の定例会開会日前日までの期間中に、議員（議長を除く。）一人当たり1回とし、1回あたりの件数は、1件とする。</p> <p>(3) 市長等は、質問書の送付を受けた後、速やかに答弁書（別記様式第2号）を議長に提出するものとする。ただし、答弁書を提出できない場合は、その理由を議長に連絡するものとする。</p> <p>(4) 議長は、前号に定める連絡を受けたときは、速やかに当該質問者にその旨を連絡するものとする。</p> <p>(5) 議長は、第3号の答弁書の提出を受けたときは、速やかに当該質問者に送付するものとする。</p> <p>(6) 議長は、質問書及び答弁書について、その写しを議会事務局で保存させるとともに、全議員に配布するものとする。</p> <p>(7) 質問書及びその答弁書の内容は、交野市ホームページで公開することとする。</p> <p>(8) 議長は、第1号に規定する内容が交野市の行政事務に対するものと判断しがたい場合は、議会運営委員会に諮問するものとする。</p> <p>(9) 議長は、文書質問に関し、必要があると認めるときは、事前に市長等と協議し、合意を得た上で運用方法を見直すものとする。</p>	
17	北海道	根室市	根室市議会基本条例	<p>(文書質問)</p> <p>第11条 議員は、議案、政策、施策等をより深く理解するために、議長を経由して市長等に対し休会中に文書質問を行うことができる。</p> <p>2 議長は、前項の文書質問があったときは、原則としてこれを市長等に送付しなければならない。</p> <p>3 市長等は、前項の規定により送付された文書質問に速やかに答えなければならない。</p>	<p>定例会を条例で年1回と定めている市 (地方自治法第102条第2項)</p>

NO	府県名	氏名	条例名	条文	備考
22	三重県	四日市市	四日市市議会基本条例 運用規程	<p>(文書質問)</p> <p>第12条 条例第16条に規定する文書質問に係る運用等は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 文書質問の内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、質問書(別記様式第1号)においてその趣旨が理解できるよう具体的に記載するものとする。</p> <p>(2) 文書質問は、議会期間中はできないものとする。</p> <p>(3) 四日市市情報公開条例(平成12年条例第63号)第7条第2項に規定する不開示情報は、答弁の対象としない。</p> <p>(4) 市長等は、質問書の送付を受けた後、速やかに答弁書(別記様式第2号)を議長に提出するものとする。ただし、答弁書を提出できない場合は、その理由を議長に連絡するものとする。</p> <p>(5) 議長は、前号に定める連絡を受けたときは、速やかに当該質問者にその旨を連絡するものとする。</p> <p>(6) 議長は、第4号の答弁書の提出を受けたときは、速やかに当該質問者に送付するものとする。</p> <p>(7) 議長は、質問書及び答弁書について、その写しを議会事務局で保存させるとともに、全議員に配付するものとする。</p> <p>(8) 質問書及びその答弁書の内容は、市議会ホームページ等で公開することとする。</p> <p>(9) 議会は、文書質問に当たっては、大量等の質問により執行部の職務に支障の生じることのないよう配慮するものとし、大量等の文書質問がなされた場合には、議会運営委員会においてその取扱いを協議するものとする。</p> <p>(10) 議長は、文書質問に関し、必要があると認めるときは、事前に執行部と協議し、合意を得た上で運用方法を見直すものとする。</p>	定例会を条例で年1回と定めている市(地方自治法第102条第2項)
23	三重県	鈴鹿市	鈴鹿市議会基本条例	<p>(質問)</p> <p>第8条 議会の会議における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明確にして行わなければならない。</p> <p>2 議員の質問等に対し答弁をする者は、本会議にあっては議長、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)にあっては委員長の許可を得て反問することができる。</p> <p>3 議員は、議会の会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書で質問を行うことができる。この場合において、市長等に対し文書による回答を求めるものとする。</p>	定例会を条例で年1回と定めている市(地方自治法第102条第2項)
24	三重県	鈴鹿市	鈴鹿市議会基本条例 運用規程	<p>(文書質問)</p> <p>第3条 条例第8条第3項の規定による文書質問に係る運用は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 文書で質問を行おうとする議員は、文書質問通告書(第1号様式。以下「通告書」という。)により議長に通告しなければならない。</p> <p>(2) 文書質問の内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、通告書にその趣旨が理解できるよう具体的に記載するものとする。</p> <p>(3) 議長は、通告書を受領したときは、議会運営委員会に諮った上で、市長等(条例第1条の市長等をいう。次号において同じ。)に対し文書質問答弁要求書(第2号様式。以下「答弁要求書」という。)により市長等に答弁を求めるものとする。</p> <p>(4) 前号の答弁は、市長等において文書質問答弁書(第3号様式。以下「答弁書」という。)により行うものとする。</p> <p>(5) 議長は、答弁書により答弁を受けたときは、速やかに質問を行った議員に答弁書を送付するものとする。</p> <p>(6) 議長は、答弁要求書及び答弁書について、その写しを議会事務局で保存させるとともに、全議員に配付するものとする。</p> <p>(7) 答弁要求書及び答弁書の内容は、市議会ホームページ等により公開するものとする。</p>	定例会を条例で年1回と定めている市(地方自治法第102条第2項)
25	京都府	京都市	京都市会会議規則	<p>(文書質問)</p> <p>第93条 議員は、会期中執行機関に対し、文書で質問することができる。</p> <p>2 前項の規定による質問は、簡明なる主意書をつくり、議長に提出しなければならない。</p> <p>3 議長は、前項の質問主意書及びこれに対する答弁書の写を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布にかえることができる。</p>	定例会を条例で年1回と定めている市(地方自治法第102条第2項)
26	神奈川県	横須賀市	横須賀市議会基本条例	<p>(議員の文書による質問)</p> <p>第19条 議員は、閉会中又は休会中に議長と協議の上、市長等に対し、別に定める様式により文書で質問を行い、文書による回答を求めることができる。</p> <p>2 市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。</p> <p>3 前2項の文書による質問及び回答は、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。</p>	定例会を条例で年1回と定めている市(地方自治法第102条第2項)

◆今後の検討事項（議員定数等議会改革推進特別委員会）

令和3年4月30日時点

検討順番	検討項目	詳細内容	備考
1	政策討論会のあり方		
2	議員選出監査委員の廃止について		6月に議員研修会を開催し、引き続き検討
3	市議会議員を目指す若者や女性の育成、議員数の男女比率について	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者育成検討会議の立ち上げなど、新たな人材育成を議会が率先して仕掛けていく。 ・目標の設定 ・ロードマップの作成 	検討中
4	行政視察報告の実施		
5	政策サポーター制度		
6	正副議長任期の検討について		
7	一般質問のあり方		議会運営委員会での検討とするか今後決定
	議会基本条例の検証について	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局の法務機能の充実 ・図書室の活用 ・県大との意見交換 	
	議会BCPの作成について		
8	文書質問の制度化		
	議会図書室の整備と市民開放		
	議場開放（議会広報広聴委員会と連携して検討）		議会広報広聴委員会と連携

*黄色の項目は従前からの引継ぎ検討項目

◆検討項目以外で調査・検討した事項

	議会基本条例を踏まえた議員政治倫理条例の改正		4月30日特別委員会で検討終了
	請願者等の意見陳述		4月7日特別委員会で検討終了
	陳情の取扱い		4月7日特別委員会で検討終了

◆議会改革調査検討特別委員会（平成29年12月～令和元年10月）引継ぎ検討項目（令和元年12月2日特別委員会資料）

	検討項目	詳細内容・備考	検討状況
1	議員間による自由討議実施に向けた要領作成		議会運営委員会で検討終了
2	会派代表質問のあり方（具体的実施方法の変更を検討）		一旦終了
3	政務活動費の使途基準	広報費を対象とするか。 監査からの指摘事項の再確認等	終了
8	委員会と各種団体との意見交換会の制度化		議会広報広聴委員会で検討終了 （地域協議会との意見交換、各常任委員会での実施依頼）
9	予算決算委員会のあり方		議会運営委員会で検討中
12	議員定数のあり方		終了